第十五条第二項中「調査士となる資格を有することを証する書面のほか、申請者の写真及び本籍の記載された住民票の写し又は戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書及び本籍の記載のない住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録に関する証明書）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　調査士となる資格を有することを証する書面

二　申請者の写真

三　次に掲げるいずれかの書類

イ　本籍の記載のある住民票の写し

ロ　本籍の記載のない住民票の写し及び戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

ハ　申請者が外国人であるときは、国籍等の記載された外国人住民（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写し

附　則

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。